

見 積 条 件

1 見積書記載金額

落札者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積合せ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 見積書記載事項等

見積書には、次のことを記載しなければならない。

(1) 見積年月日(見積合せ執行日であること。)

(2) 頭書きに「見積書」である旨記載

(3) 見積金額

(4) 見積件名(工事名)

(5) あて名(「**北上川上流流域下水道事務所長**」とする。なお、氏名の記載は不要とする。)

(6) 見積者の住所、氏名及び印

なお、委任された者が見積を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名及び印、頭書きに「代理人」と記載する。

(7) (6)にかかわらず、見積者(代理人に見積させるときは、その代理人)は、その押印を省略した見積書を提出することができる。

この場合において、見積合せに出席した見積者又はその代理人の本人確認を行うため、見積合せ執行前に、見積合せを執行する者に対して身分証明書等(運転免許証、社員証など本人写真のあるものに限る。以下「写真付き身分証明書等」という。)を提示しなければならない。

3 見積等

(1) 見積者は、代理人に見積させるときは、次に掲げる事項を記載した委任状を持参させなければならない。

① 委任年月日

② 委任者の住所、氏名及び印(この押印は省略不可であること)

③ 委任事項

④ 代理人の氏名及び印(2(6)により押印した見積書を提出する場合)

⑤ 代理人の氏名(2(7)により押印を省略した見積書を提出する場合)

⑥ 委任期間

(2) 郵送、電子メール及びファクスによる見積は、認めない。

(3) 再度見積を行う場合の見積者は、当該見積を辞退する者を除き、最初の見積における見積者のみとする。

4 見積の無効

次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する見積

(2) 見積合せに参加する資格を有しない者のした見積

(3) 委任状を持参しない代理人のした見積

(4) 記名をしていない見積

(5) 押印をしていない見積(2(6)により押印した見積書を提出する場合)

(6) 見積合せ執行前に写真付き身分証明書等を提示せずに押印を省略した見積

(7) 金額を訂正した見積

(8) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない見積

(9) 明らかに連合によると認められる見積

(10) 同一工事の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積

(11) その他見積に関する条件に違反した見積

5 失格

4にかかわらず、2(7)により見積書の押印を省略する場合であって、写真付き身分証明書等を持参しなかった場合は、失格とする。

6 落札者の決定

- (1) 見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該見積をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

7 見積の辞退

- (1) 見積依頼を受けた者は、見積合せ執行の完了に至るまでは、いつでも見積を辞退することができる。
- (2) 見積依頼を受けた者は、見積を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。

ア 見積合せ執行前であっては、見積辞退届（任意様式とする。以下同じ。）を見積合せ執行機関に直接持参、又は郵送（見積合せ執行日の前日までに到着するものに限る。）すること。

イ 見積合せ執行中であっては、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積合せを執行する職員に直接提出すること。

8 公正な見積の確保

- (1) 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積合せ参加者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積合せ参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
- (3) 見積合せ参加者は、落札者の決定前に、他の見積合せ参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 見積合せ参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積合せ参加者を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、契約を締結しない。

① 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過した場合

② 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対応する業種について本県を含む地域で命ぜられた場合

③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）となった場合。

④ 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定）に基づく指名停止の措置又は書面による警告を受けた場合。

⑤ 岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日制定）に基づく入札参加制限の措置又は書面による警告を受けた場合。

⑥ 岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日制定）に基づく指名停止の措置又は書面による警告を受けた場合。

⑦ 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けた場合。

⑧ 岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止の措置又は書面による警告を受けた場合。

⑨ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と

密接な関係を有している者であることが判明した場合。

- (2) 契約にあっては、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。